

都市計画制限・建築制限について

開発行為や建築行為をするときは、次のようないろいろな制限がありますので、建築を計画し、実施するときは事前に十分調査してください。なお、用途地域や都市計画施設等の都市計画の内容については、横浜市ホームページ上（i マッピー）で御覧いただけます。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>)

—横浜市—

1 用途地域

用 途 地 域					高度地区 (最高限)	緑化地域 ※4
種 類	建蔽率(%)	容積率(%)	外壁の後退距離	建築物の 高さの限度		
第一種低層住居専用地域	30	60	敷地境界から 1m	10m	第 1 種高度地区	緑化率の 最低限度 10%
	40	60	前面道路から 1 m			
	40	80				
	50 ※1	80 ※1				
	50 ※1	80 ※1	—			
	50	100				
	60	100				
第二種低層住居専用地域	30	60		敷地境界から 1 m	10m	
	40	60	前面道路から 1 m			
	40	80				
	50 ※1	80 ※1		—		
	50 ※1	80 ※1				
	50	100				
	60	100				
60	150	12m	第 2 種高度地区			
第一種中高層住居専用地域	60	150	—	—	第 3 種高度地区	緑化率の 最低限度 5 %
第二種中高層住居専用地域	60	150	—		第 3 種高度地区	
第 一 種 住 居 地 域	60	200	—		第 4 種高度地区	
第 二 種 住 居 地 域	60	200	—		第 4 種高度地区	
準 住 居 地 域	60	200	—		第 4 種高度地区	
近 隣 商 業 地 域	80	200	—		第 5 種高度地区	
		300		第 6 種高度地区		
		400		第 6 種高度地区		
商 業 地 域	80	400 ※2	—	—	第 7 種高度地区	
		400 ※2				
		500				
		600				
		700				
準 工 業 地 域	60	800	—	第 5 種高度地区	—	
		200 ※2		第 7 種高度地区		
		300		第 5 種高度地区		
		400		第 7 種高度地区		
工 業 地 域	60	200	—	第 5 種高度地区		
		—		第 7 種高度地区 ※3		
工 業 専 用 地 域	40	200	—	—		
	60					

※1 第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域の建蔽率50%、容積率80%の地域においては、  の表示の区域には外壁の後退(前面道路から1m)があり、  の表示の区域には外壁の後退がありません。これらの表示はi マッピー等で御覧いただけます。

※2 商業地域で容積率400%の藤棚、六角橋、長津田、弘明寺、大口は、第6種高度地区の区域もあります。

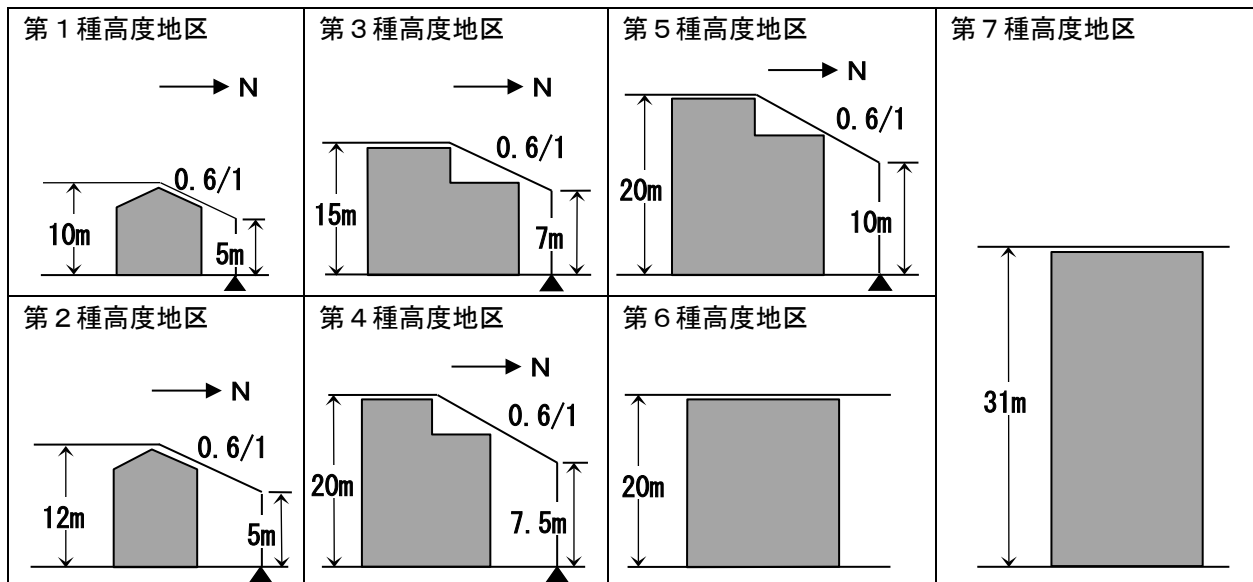
準工業地域で容積率200%の大黒ふ頭、瑞穂ふ頭、本牧A突堤、南本牧は、第7種高度地区の区域もあります。

※3 工業地域で第7種高度地区を指定している区域は、臨港地区または特別用途地区(特別工業地区)が指定されている区域です。

※4 住居系及び商業系(臨港地区を除く)の用途地域において緑化地域を定めています。

緑化地域内で、敷地面積500㎡以上の建築物の新築・増築を行う場合には、緑化地域に関する手続が必要です。

2 高度地区（最高限）



- ・建築物の各部分の高さについては、建築基準法の規定により算定するものとします。
- ・敷地の北側に道路、水面、線路敷等(広場、公園は除く)が接する場合は制限の緩和があります。
- ・建築物の敷地が2以上の高度地区または高度地区の内外にわたる場合の北側斜線は、北側の敷地境界線が属する高度地区に関する制限によるものとします。
- ・地区計画等により高さの最高限度が定められている区域内の建築物で当該地区計画等に適合している場合は、最高限高度地区の適用が除外されます。
- ・市街地環境設計制度等により高さ緩和の許可を受けた場合は、高度地区の適用が除外されます。
- ・工業地域内の最高限第5種高度地区の制限を受ける建築物で、住宅等の用途以外の建築物又は建築物の部分については、高さ31mまで建てることができます。
- ・最高限高度地区には、他に最低限高度地区が指定されている地区もあります。
(最低限第1種は14m以上、最低限第2種は12m以上、最低限第3種は7m以上です)
- ・最低限高度地区の制限を受ける建築物については、最高限第7種高度地区の適用は除外されます。
- ・最低限第3種高度地区の制限を受ける建築物については、同時に最高限高度地区の制限も受けます。
- ・最低限第3種高度地区は路線的に指定しており、都市計画道路決定線から11mの範囲です。

3 敷地面積の最低限度（平成8年5月10日以後）

用 途 地 域	容 積 率	敷 地 面 積 の 最 低 限 度
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	60 %	165 m ²
	80 %	125 m ² ただし、港北ニュータウン土地区画整理事業 施行区域内（ $\frac{80}{40}$ $\frac{80}{50}$ ）は165 m ²
	100 %	100 m ²

4 風致地区

種 別	建蔽率	容 積 率	高さ制限	外壁の後退距離	周囲の地面と接する位置の高低差
第1種風致地区	20%	40%	8 m	道路側 3m その他 1.5m	6m
第2種風致地区	30%	※	8 m		
第3種風致地区	40%	※	10 m	道路側 2m その他 1m	
第4種風致地区	40%	※	15 m		

※第2種から第4種の容積率は、用途地域で定める指定容積率が適用されます。

5 防火地域・準防火地域

構造		耐火建築物	準耐火建築物
地域	規模		
防 火 地 域	階数が 3 以上又は延べ面積が 100 m ² を超えるもの	○	—
	上記以外のもの	○	○
準防火地域	地階を除く階数が 4 以上又は延べ面積が 1,500 m ² を超えるもの	○	—
	延べ面積が 500 m ² を超え 1,500 m ² 以下のもの	○	○
	地階を除く階数が 3 のもの	○	○
	上記以外の建築物で、不燃化推進地域(*1) 内にあるもの	○	○
	上記以外の木造建築物等	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。	

※ 原則として、○印の構造のいずれか、又は同等以上のものにしなければならないことを示します。

(詳細は建築基準法及び不燃化推進条例を参照のこと。)

※ 路線的に指定している防火地域は、道路(都市計画道路の場合は都市計画道路決定線)から11m

※ 建築基準法第22条の規定による区域指定は、横浜市全域です。

*1 不燃化推進条例第5条第1項に基づき指定した地域

6 都市計画施設(道路、公園、河川等)の区域内の建築物の規制について

都市計画施設の区域内に建築物を建築するときは、都市計画法第53条第1項により許可が必要です。許可基準は次のとおりです。

当該建築が都市計画施設に関する都市計画に適合し、又は当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、若しくは除却することができるものであると市長が認めるとき。

- (1) 事業認可等の告示(都市計画法第62条第1項)がされていない都市計画施設の区域内において行われるものであること。
- (2) 階数が3以下、高さ12m以下かつ地階を有しないこと。ただし、市長が円滑な都市計画事業を施行する上で支障を及ぼすおそれがあると認めて指定した区域においては、階数を2以下とする。
- (3) 主要構造部(建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

7 その他

以上の制限のほかにも、他の法令、条例による規制がありますので、詳細については担当課にお問い合わせください。

内 容		担 当 課	電話番号
○都市計画(用途地域等)に関する縦覧と都市計画法に基づく建築許可申請		都市整備局都市計画課	671-3510
○建築・宅地に関する一般相談		建築局情報相談課	671-2953
○建築基準法に基づく確認申請手続き		〃 建築指導課	671-4531
○風致地区の許可申請		〃 建築企画課	671-4526
○市街化区域内の都市計画法に基づく開発行為等		〃 宅地審査課	671-4515
○市街化調整区域内の建築に関する相談と許可申請		〃 調整区域課	671-4521
○地区計画、建築協定、景観計画等の具体的な相談と届出等			
関内・関外周辺 新横浜都心 横浜駅周辺 東神奈川京浜臨海部周辺地区 みなとみらい21地区 上記以外	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区	都市整備局関内関外事業推進課	671-2673
		〃 新横浜都心等事業推進課	671-3858
		〃 横浜駅・みなとみらい事業推進課	671-2693
		〃 新横浜都心等事業推進課	671-3857
		〃 横浜駅・みなとみらい事業推進課	671-3516
		〃 地域まちづくり課	671-2667
	青葉区	青葉区役所区政推進課	978-2217
○中高層建築物の日影等の相談		建築局情報相談課	671-2350
○臨港地区の具体的な相談と届出		港湾局港湾管財課	671-7080
○緑化地域の手続や基準について		みどり環境局公園緑地管理課	671-3946

用途地域内の建築物の用途制限

用途地域内の建築物の用途制限 × ①～⑥・▲ 面積、階数等の制限あり		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考	
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿												×			
兼用住宅で、非住宅部分の床面積の合計が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1／2以下のもの												×		非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	日用品販売店舗、食堂、喫茶店、理髪店・美容院・クリーニング取次店・質屋等のサービス業用店舗	×	①	②	③	④	⑤	⑤				⑤	⑥	① 150㎡以下、2階以下 ② 500㎡以下、2階以下 ③ 1,500㎡以下、2階以下 ④ 3,000㎡以下 ⑤ 10,000㎡以下 ⑥ 物品販売店舗、飲食店以外の店舗で、10,000㎡以下	
	建具屋等のサービス業用店舗、パン屋・米屋・豆腐屋・菓子屋等で、作業場の床面積の合計が50㎡以下のもの（※ 原動機の出力に制限あり）	×	①	②	③	④	⑤	⑤				⑤	⑥		
	物品販売店舗、飲食店	×	×	②	③	④	⑤	⑤				⑤	×		
	銀行の支店・損害保険代理店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗	×	×	②	③	④	⑤	⑤				⑤	⑤		
	上記以外の店舗等	×	×	×	③	④	⑤	⑤				⑤	⑤		
事務所、展示場等（店舗等との複合施設を含む）		×	×	×	①	②	③	③				③	③	① 1,500㎡以下、2階以下 ② 3,000㎡以下 ③ 展示場、店舗等の部分の合計が10,000㎡以下	
ホテル、旅館		×	×	×	×	▲						×	×	▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	×	×	×	▲							×	▲ 3,000㎡以下	
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	▲	▲				▲	▲	▲ 10,000㎡以下	
	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、ゲームセンター、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	×	▲	▲				▲	×	▲ 10,000㎡以下	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	×	×	×				×	×	▲ 客席部分の合計が200㎡未満	
	ナイトクラブ等	×	×	×	×	×	×	▲				×	×	▲ 200㎡未満	
複合施設	キャバレー等	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×		
	個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×		
	店舗、飲食店、展示場、遊技場、馬券・車券発売所等の複合施設	×	×	×	×	×	▲	▲				▲	▲	▲ 10,000㎡以下	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ、店舗、飲食店、展示場、遊技場、馬券・車券発売所等の複合施設	×	×	×	×	×	×	▲				×	×	▲ 10,000㎡以下 （※ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場は客席部分の床面積） ※ 劇場等、ナイトクラブ等部分について別に面積制限あり（上記参照）	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校											×	×		
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×									×	×		
	図書館等												×		
	巡査派出所、公衆便所、バス停の上屋等														
	郵便局（郵便法による郵便業務を行う施設に限る） 【注意】郵便貯金銀行の支店、郵便保険会社の営業所等は「店舗等」に該当	▲	▲	▲										▲ 500㎡以下	
	神社、寺院、教会等														
	病院	×	×									×	×		
	公衆浴場、診療所、保育所（幼保連携型認定こども園を含む）等														
	老人ホーム、福祉ホーム等												×		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲											▲ 600㎡以下	
工場・倉庫等	自動車教習所	×	×	×	×	▲								▲ 3,000㎡以下	
	単独の自動車車庫（付属車庫を除く）	×	×	▲	▲	▲	▲							▲ 300㎡以下、2階以下	
	建築物付属自動車車庫 （①②③は、同一敷地内にある建築物の延べ面積の1／2以下 かつ備考欄の制限）	①	①	②	②	③	③							① 600㎡以下、1階以下 ② 3,000㎡以下、2階以下 ③ 2階以下	
	※ 一団地の敷地内について別に制限あり														
	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	×							
	畜舎	①	①	①	②	③								① 15㎡以下（付属建築物に限る） ② 15㎡以下 ③ 3,000㎡以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	①	②	②	②	③	③				① 食品製造・加工業の工場で、作業場の床面積の合計が50㎡以下 （※ 原動機の出力に制限あり） ②③ 作業場の床面積の合計 ② 50㎡以下 ③ 150㎡以下 （※ 作業内容に制限あり）	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	×	③	③				
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
	危険性が大きい、又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
	自動車修理工場	×	×	×	×	①	①	②	③	③				作業場の床面積の合計 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 （※作業内容の制限あり）	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理施設	危険物の量が非常に少ない施設		×	×	×	①	②							① 1,500㎡以下、2階以下 ② 3,000㎡以下
		危険物の量が少ない施設		×	×	×	×	×	×	×					
		危険物の量がやや多い施設		×	×	×	×	×	×	×	×	×			
		危険物の量が多い施設		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

注） 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。（詳細については建築基準法をご参照ください）